

Client Alert

17 March 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



稲垣 朋子
シニア・アソシエイト
03 6271 9492
Tomoko.Inagaki@bakermckenzie.com

シンガポール：シンガポール知的財産庁（IPOS）がマレーシア知的財産公社（MyIPO）及びインドネシア知的財産総局（DGIP）との審査協力の拡大を発表

2025 年 1 月、シンガポール知的財産庁（IPOS）は、より多くの知的財産庁と協力するために、既存の 2 つのプログラムを拡大することを発表した。これにより、シンガポール知的財産庁（IPOS）は、特許審査ハイウェイ（PPH）及びグローバル PPH パートナーネットワークをマレーシア知的財産公社（MyIPO）に拡大した。さらに、シンガポール知的財産庁（IPOS）は、インドネシア知的財産総局(DGIP)との間で新たな共同調査及び審査プログラム（Collaborative Search and Examination Program）を開始した。

MyIPO との PPH 試行プログラム

PPH は、他の知財庁における特許出願の審査結果を参照することにより、特許出願の早期審査を提供する国際的なワークシェアリングプログラムである。PPH は、IPOS の知財庁パートナーのグローバルネットワークを活用し、特許付与率の向上、オフィスアクションの迅速化と削減などの利点がある。MyIPO との特許審査ハイウェイ試行プログラムは、2025 年 1 月 18 日に開始され、二年間継続される。

DGIP との共同調査及び審査プログラム

共同調査及び審査プログラムは、東南アジア諸国連合（ASEAN）における知的財産庁間のプログラムである。このプログラムは、ASEAN 加盟国で特許出願を希望する出願人の特許調査と審査プロセスを迅速化し、知的財産戦略に関する情報に基づいた意思決定を可能にすることを目的とする。IPOS と DGIP の間の新しい共同調査及び審査プログラムは、2025 年 1 月 2 日に開始され、2027 年 1 月 1 日までの二年間の試行期間中、無料で提供される。

新しい共同調査及び審査プログラムの利点は、以下の通りである。

- (1) 最初のオフィスアクション発行の迅速化（CS&E の申請等から 10 か月以内）
- (2) 出願人が、その後の出願や審査請求を行うまでの間、第二庁における出願／審査のための翻訳費用、印紙代、審査費用を延期
- (3) 審査の対象となる請求項が、第一庁が発行した CS&E 報告書に記載の請求項と一致する場合、後に提出する知的財産庁における審査を優先

活用の利点

IPOS におけるこれらの取組は、シンガポールを ASEAN における知的財産ハブとして発展させ、国境を越えた知的財産の保護を促進するものである。これらの活用は、特許出願の迅速化、コスト削減、特許付与率の向上、市場投



入等を視野に入れた出願戦略の改善、国境を越えた一貫した知的財産保護の拡充が期待できる。出願人が知的財産戦略に基づき十分な情報を入手し、確実な意思決定を行うためにも、これらの取組の積極的活用を検討が出願人の急務となるであろう。

上記記事の英語版は[こちら](#)。

IPOS の HP は[こちら](#)。